

さいたま市東楽園再整備基本構想

平成 30 年 3 月

さいたま市

目 次

基本構想策定の目的	1
第1章 現状の整理	2
1-1 現東楽園の状況	2
1-2 上位・関連計画による余熱利用施設検討の経緯	4
1-3 福祉行政に関する上位・関連計画	11
1-4 市内関連施設の現状	13
第2章 整備予定地周辺の条件整理	18
2-1 周辺地域の法的状況	18
2-2 開発に際して配慮すべき基準等	19
2-3 その他調整事項	19
2-4 公共交通の状況	20
第3章 ニーズ調査	21
3-1 アンケート実施目的	21
3-2 実施概要	21
3-3 集計結果	22
第4章 施設の基本的な考え方の検討	27
4-1 新東楽園再整備の目的	27
4-2 新東楽園整備上の課題	27
4-3 ニーズ調査から見た諸室別の課題	28
4-4 施設のコンセプト・実施する事業	29
第5章 施設機能の検討	32
5-1 導入機能案について	32
5-2 老人福祉センターに必要な機能との比較	34
第6章 対象敷地の位置と規模	35
6-1 敷地面積	35
6-2 整備予定地の検討	36
6-3 現施設の利活用方策	37
第7章 整備手法とスケジュールの検討	37
第8章 運営	38

基本構想策定の目的

➤ 本構想の目的

さいたま市東楽園再整備基本構想は、現在の老人福祉センター東楽園を、高齢化の進展を踏まえるとともに、サーマルエネルギーセンターの余熱の有効活用を図った、新たな老人福祉センターとして整備するため、次の項目について整理し、策定するものです。

- ・ 現東楽園の課題、周辺地域の法的制約等
- ・ 類似施設の調査、ニーズ調査
- ・ 施設の方向性、機能構成、規模、事業敷地

➤ 老人福祉センター東楽園の再整備の経緯

老人福祉センター東楽園は、昭和 59 年に、東部環境センターの余熱利用施設として整備されました。その後、高齢化の進展とともに利用者は増加し、平成 28 年度には、約 4 万 3 千人の方が入浴・演芸・囲碁・将棋・各種の集い・健康相談等の目的で利用しています。

一方、平成 24 年には、東部環境センターと西部環境センターを、東部環境センター敷地においてサーマルエネルギーセンターとして統合することとし、余熱利用施設を併設することとしました。

その後、市内において検討を続け、平成 28 年度には、さいたま市都市経営戦略会議において、サーマルエネルギーセンターの事業手法とともに、余熱利用施設について審議を行い、以下の事項を決定しました。

- ・ 余熱利用施設には、プール等の機能を整備すること
- ・ サーマルエネルギーセンターと余熱利用施設を別施設として整備すること
- ・ 余熱利用施設は、老人福祉センター東楽園の移転、再整備として実施すること

第 1 章 現状の整理

1-1 現東楽園の状況

東楽園は、見沼区膝子 1151 番地 1 に立地し、東武野田線七里駅から 3 km 程度の距離にあります。周辺立地としては、北側に東部環境センター及び県立大宮東高校があり、東側・南側は農地となっています。

東楽園の開設年度は昭和 59 年、鉄骨造 2 階建（一部平屋）であり、平成 29 年度現在で築 33 年が経過しています。

諸室状況としては、集会室、機能回復訓練室、健康相談室、会議室、教養娯楽室、図書室、大浴場、男女浴室です。なお、大浴場については、毎週日曜日だけ利用している状況です。

また、野外のゲートボール場（4 面）内には、市民から敷地の寄付を受けたことを示す石碑がたてられ、利用者のための屋外トイレも設置されています。

さらに、施設周辺はほとんどが農地であり、徒歩 10 分圏内にはコンビニエンスストアが 1 軒あるのみで、付近には他に飲食店や商店は存在していません。

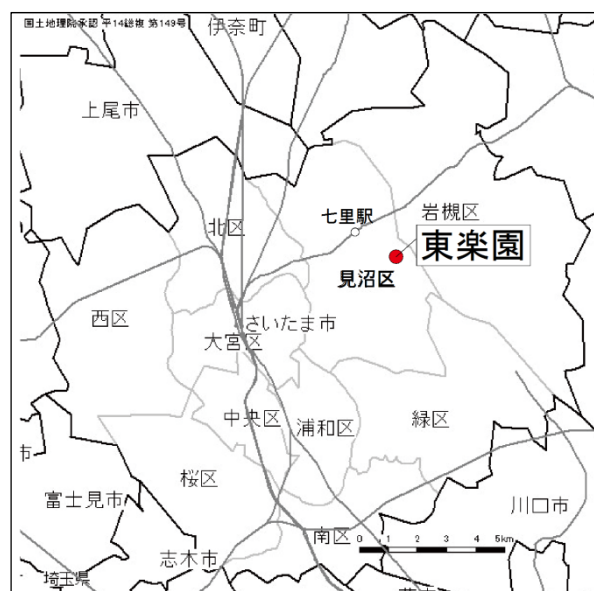


図 1-1 広域位置図

表 1-1 東楽園施設概要

	概要
開設日	昭和 59 年 5 月 11 日
敷地面積	6,098.0 m ²
建築面積	1,013.5 m ²
延床面積	975.5 m ²
構造	鉄骨造 2 階建（一部平屋）
駐車場	15 台（軽自動車用 5 台、ゆずりあい駐車場 1 台）



図 1-2 東楽園位置図

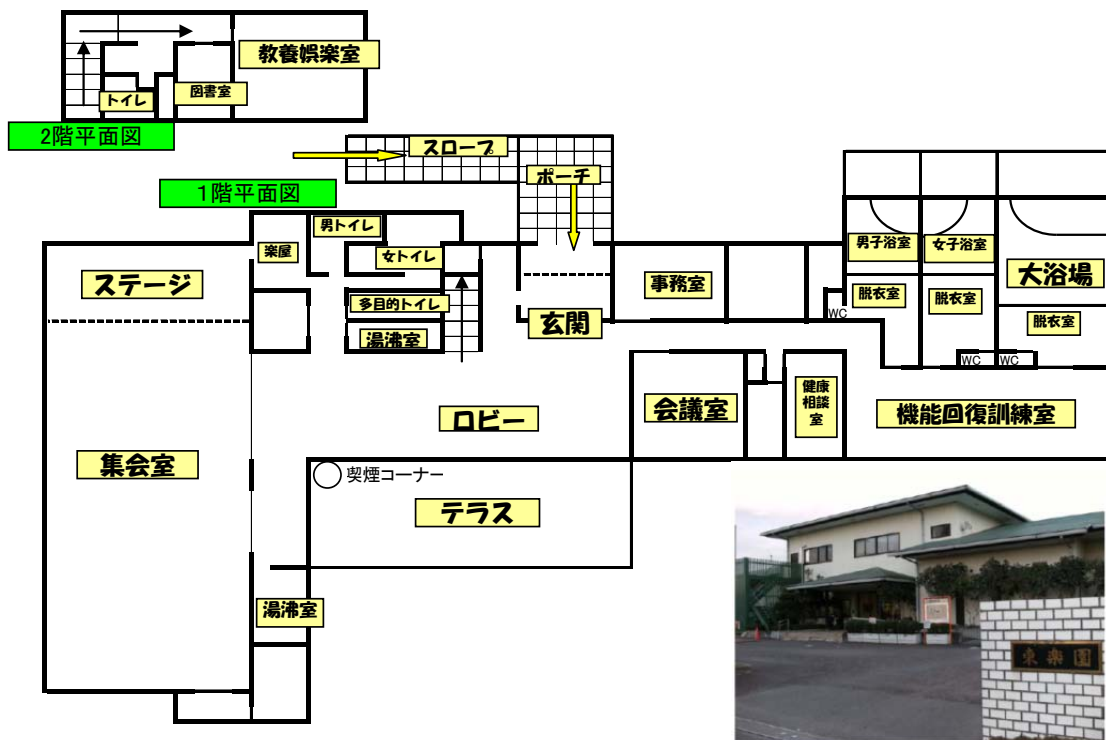


図 1-3 東楽園諸室配置

利用者数の推移を見ると、昭和 59 年度は 15,213 人でしたが、平成 28 年度は 43,266 人でした。

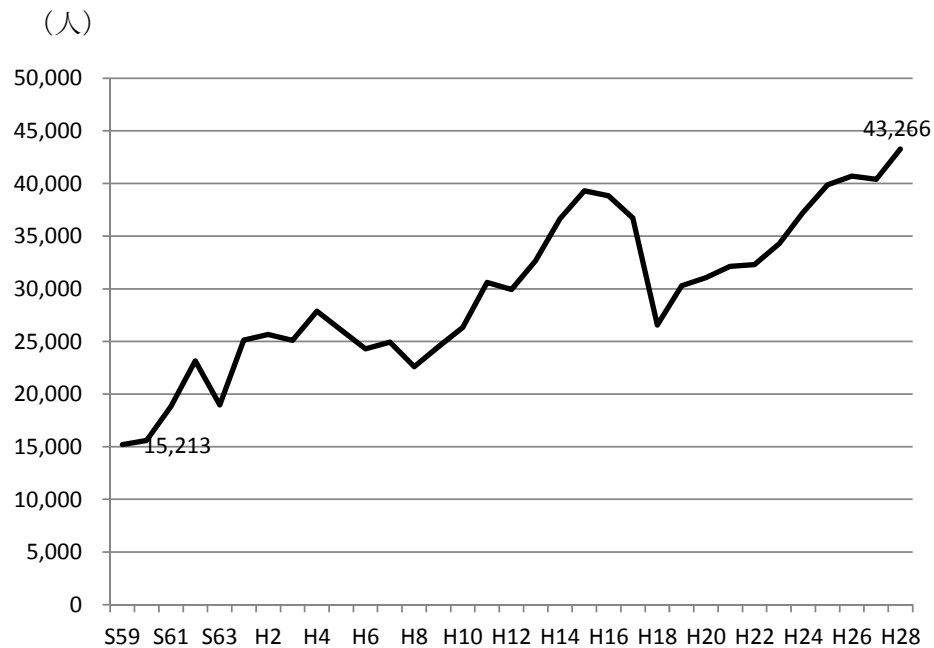


図 1-4 東楽園利用者数推移

(資料：平成 2 年以降はさいたま市統計書、平成元年以前は旧大宮市統計書)

1-2 上位・関連計画による余熱利用施設検討の経緯

(1) しあわせ倍増プラン 2017 (平成 29 年 12 月)

「しあわせ倍増プラン 2017」は、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間で、市民のしあわせ倍増にかかる事業、行財政改革のための高品質経営プログラムを推進するための計画で、さいたま市が特に力を入れて取り組むべき施策を盛り込んでいます。

計画内容としては、10 の倍増項目と 90 の事業で構成されており、この中で、東楽園の再整備については、次のとおり取り組むこととしています。

3-6 東楽園の再整備

(1) 概要 (目的・目標等)

サーマルエネルギーセンターの余熱を有効利用して、高齢者の健幸長寿の一助となるよう東楽園を再整備するため、平成 30 年度までに基本構想・基本計画を策定し、その後も整備に向けて事業を推進します。

(2) 各年度の取組内容と目標

平成 30 年度は基本計画・PFI 等導入可能性調査の実施、平成 31 年度以降は PFI 等採用の場合アドバイザーの実施、PFI 等不採用の場合は基本設計・実施設計を行います。

(3) 市民満足度を更に高める取組

施設整備に関する市民ニーズを的確に把握しつつ、介護予防・健康増進等の機能を導入し、市民の健康寿命の延伸に役立つ施設となるよう整備を進めます。

(2) サーマルエネルギーセンター関連計画

① 第 3 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画 (平成 24 年 3 月)

さいたま市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物をめぐる今後の社会情勢や各種法令等を踏まえ、長期展望と環境や資源の保全の視点に立って、行政が行う一般廃棄物処理の推進はもとより、市民・事業者が行うべき方策・行動を支援・促進するための基本方針・施策を定めるものです。

この中で、4 ブロック 3 施設体制の構築に向けて、東部・西部環境センターの統合を図るとともに、新施設整備時にはエネルギーの有効活用を図るべくサーマルリサイクルの機能を付属することが記載されています。

基本方針 2 適正な施設整備

基本施策 3 施設整備の検討

・・・しかし、長期的には、東部環境センターが平成 24 年 3 月現在で稼働後 27 年が経過していることや、西部環境センターも稼働後 19 年が経過していることを踏まえ、施設の再編成を行い、効率性や経済性に優れた 4 ブロック 3 施設体制の構築に向けた検討を行う必要があります。こうした施設の集約により、施設の建設費や年間運営費を削減することができ、その財政資源を他の市民サービスへ振り分けることができます。

新規焼却施設の整備にあたっては、焼却処理時に発生するエネルギーの有効活用を図るべく、サーマルリサイクルの機能を付属し、最終処分量の抑制を図るため、焼却残渣の資源化について検討します。

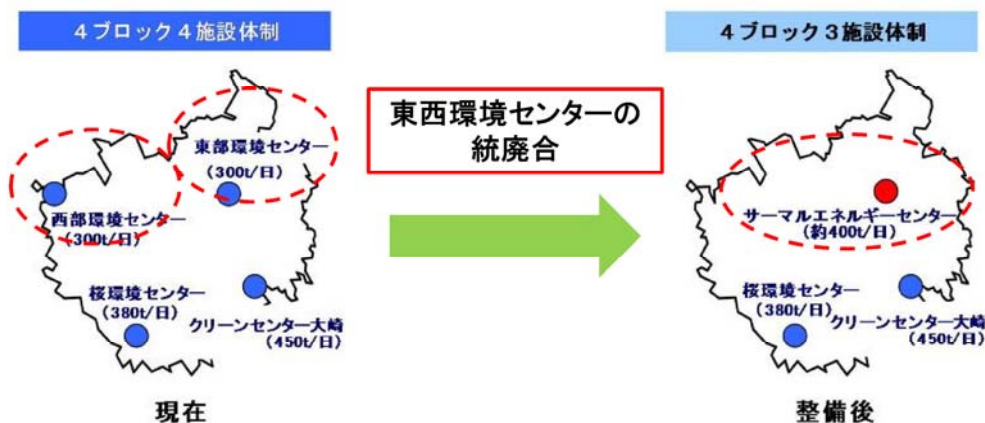


図 1-5 4ブロック3施設体制への統廃合

② さいたま市廃棄物処理施設基本構想（平成 25 年 3 月）

さいたま市廃棄物処理施設基本構想は、「さいたま市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、東部環境センター及び西部環境センターを統廃合した「環境センター更新事業」に関する構想であり、整備予定地として東部環境センターを位置付けています。

この中で、環境センター更新事業から発生する熱エネルギーを有効利用するための「付加施設」について検討しています（表 1-2 参照）。

特に、温水プールについては、次ページ図にあるように、東部環境センター周辺は温水プールの空白地域となっており、需要があるものと考えられます。

表 1-2 付加施設の概要

項 目	概 要
付加施設の位置づけ	付加施設は、環境センター更新事業（焼却施設）から発生する熱エネルギーを有効利用し、温水プールと温浴施設を中心とする余熱体験施設を想定しています。
付加施設の整備目的	市民の健康の維持及び増進を図るとともに、市民相互のふれあいと交流を促進し、環境保全に配慮した施設の整備・運営を通じて、市民の省資源・省エネルギーに関する意識の向上を期待するものです。
付加施設の構成	付加施設については、現段階では西部環境センターに隣接する余熱体験施設「健康福祉センター西楽園」をベースに計画し、詳細については周辺地域の状況を踏まえ、地域住民の意見、要望なども考慮しながら検討します。

表 1-3 付加施設に関する今後の課題

	今後の課題
都市計画決定	付加施設は、焼却施設から発生する熱エネルギーの有効活用を通じて、ごみ処理に対する理解を深める側面を有します。そのため、環境センター更新事業では、ごみ処理と関係性の高い施設として一体的な整備を想定しますが、「ごみ焼却場」として都市計画決定されている用地内へ立地する場合には、関係機関との調整が必要となります。
地域振興策の検討	地域振興策として、付加施設に地元農産物の販売コーナーの設置等を検討していきます。詳細については、施設基本計画を策定する段階で周辺地域の状況を踏まえ、地域住民の意見、要望なども考慮しながら検討します。

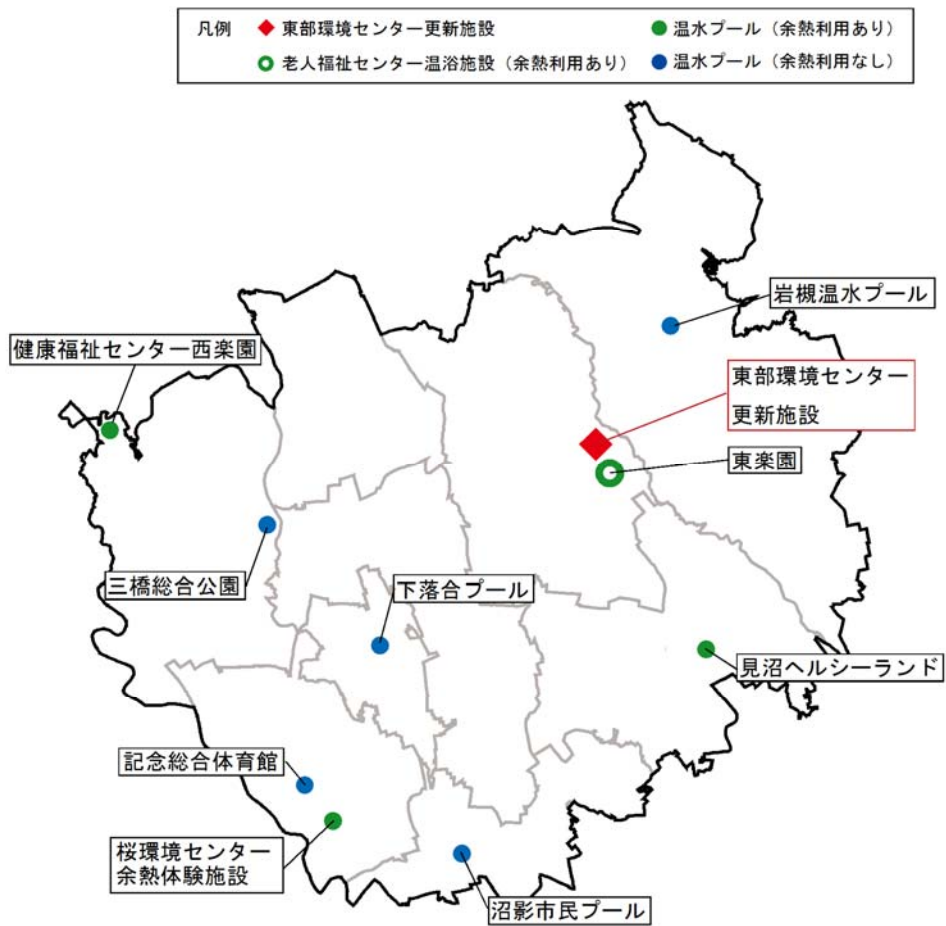


図 1-6 温水プール、老人福祉センター(余熱利用)位置図

(3) 公共施設マネジメント関連計画

① さいたま市公共施設マネジメント計画【方針編】(平成24年6月)

公共施設マネジメント計画は、公共施設を有効に活用し、計画的な保全や長寿命化を行うことで、持続的な施設サービスの提供を目指すものです。方針編においては、老人福祉センターが含まれる「高齢福祉施設1(老人福祉センター、老人憩いの家、西楽園、高齢者生きがい活動センター)」については次のとおりとしています。

方針編策定時に老人福祉センターは8施設でしたが、現在は各行政区に1施設、計10施設の整備が完了しています。

老人福祉センターの施設充足、配置状況

「さいたま市公共施設適正配置方針」に基づき、老人福祉センターは高齢者が身近な場所で主体的に健康づくりや地域の人々と交流ができるよう、各行政区に1施設を基準とすることとしている。

人口1人当たりの延床面積については、他の政令指定都市と比較すると平均をわずかに下回っている。

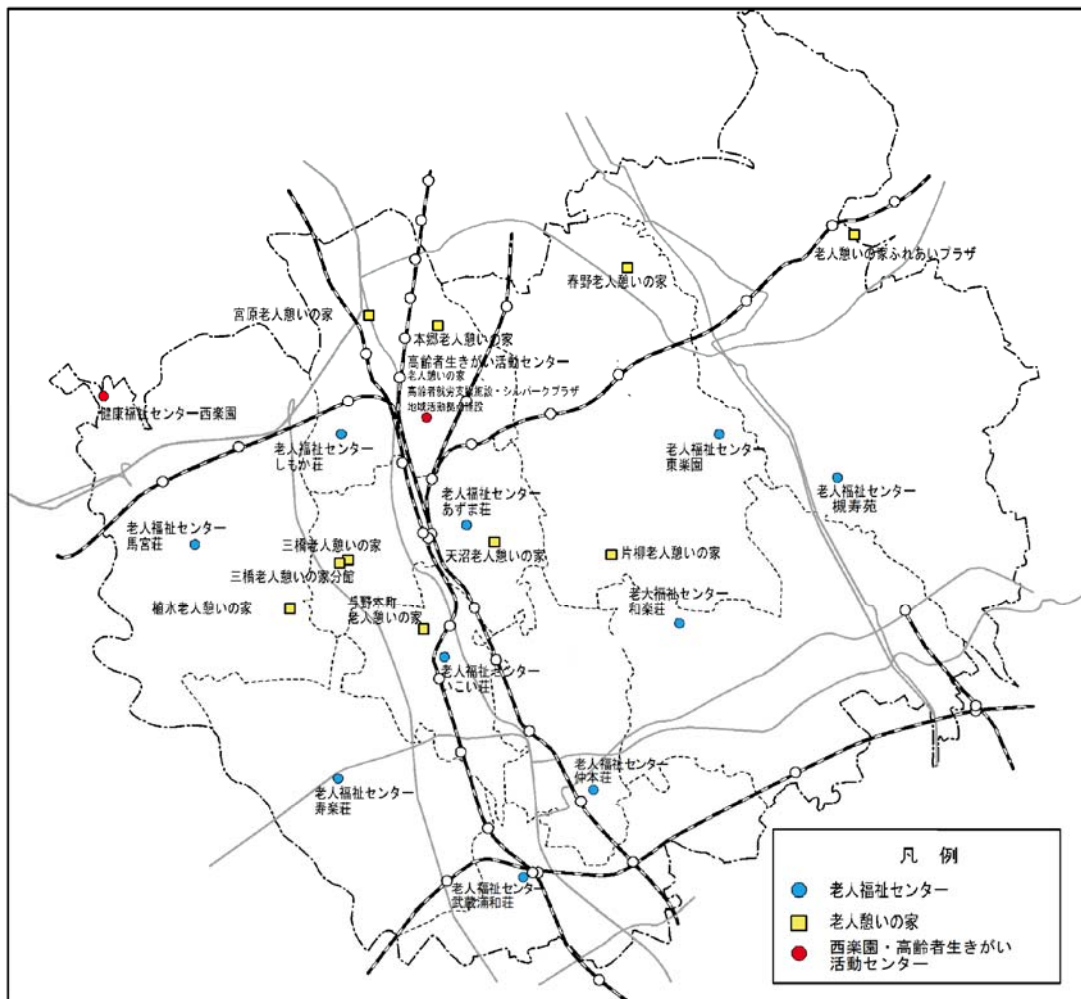


図 1-7 高齢福祉施設配置状況

② 公共施設マネジメント計画・第1次アクションプラン（平成26年3月）

さいたま市公共施設マネジメント計画・第1次アクションプランは、公共施設マネジメント計画を推進するため、平成26年度から平成32年度までの7年間の具体的な方針や工程表を分野別に定めたものです。

この計画の中で、老人福祉センター及び高齢福祉系その他施設の個別方針は次のとおりです。

また、地域プールについては「長寿命化計画の策定」のみで、具体的な配置・面積等については定めていません。

表 1-4 老人福祉センターの個別方針

更新時の方向性	(更新時の方向性) ・ 1施設当たりの基準面積721㎡を上限に規模を検討する。 ※ 現状の平均延床面積：721㎡ (複合化の考え方) ・ 集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。
配置の考え方	(配置) ・ 区レベルの施設として配置する。 (統合・整理の検討条件) ・ 年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。
主な機能(諸室)の考え方	・ 生活相談室、健康相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、浴場、事務室等
特記事項	・ 現状が基準面積以下の施設については、現行の延床面積を基本としつつ、更新時に必要に応じて、基準面積を上限に検討する。

表 1-5 高齢福祉系その他施設の個別方針

<p>更新時の方向性</p>	<p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の統合・整理又は民間譲渡等を検討し、全体での基準面積 4,890 m²を上限に規模を検討する。 <p>※ 現状の延床面積：17,322 m²</p> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。
<p>配置の考え方</p>	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市レベルの施設とし、民間譲渡等を含め、配置については今後検討する。 <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の稼働率が 30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合、または年間の利用者数が 3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。
<p>主な機能(諸室)の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西楽園：プール、浴場、集会室、事務室等 ・生きがい活動センター：老人憩いの家、シルバーワークプラザ、地域活動拠点施設 ・グリーンヒルうらわ、年輪荘：居室、浴場等

1-3 福祉行政に関する上位・関連計画

(1) さいたま市第2期保健福祉総合計画（平成25年9月）

さいたま市第2期保健福祉総合計画は、さいたま市における福祉政策の総合的な計画です。

その中で、「健康福祉のまちづくり」を基本目標に掲げており、各論においては「社会参加と交流の促進」を挙げています。

今後、高齢社会の中で、社会参加のために世代間交流や地域交流、スポーツの重要性が挙げられています。

表 1-6 さいたま市第2期保健福祉総合計画のうちの関連部分

	計画概要
基本理念	市民一人ひとりが、生活の場である「地域」において充実した人生を送ることができるよう、市民・事業者・行政が協働して、支え合い、尊重し合うコミュニティを築き、個人の状況に応じた効果的・効率的な保健福祉サービスを総合的に展開することにより、健康で、誰もが安心して長生きすることができる地域社会を実現します。
基本目標(抜粋)	1. 市民が主体となった健康福祉のまちづくり
各論	(5) 社会参加と交流の促進
基本方針	地域住民が地域の問題を共有し、住民相互の理解と交流を深めることができるように、高齢者や障害者、孤立しやすい住民、地域とのかかわりの希薄な住民も地域社会との接点を築くことができるような、イベントや健康づくり、生涯学習活動などへの参加を促し、さらには住民自らが交流の場を創出できるような体制づくりに努めます。
施策(抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世代間交流の充実 ・ 障害者や外国人も含めた多様な市民の交流機会の充実 ・ 社会福祉施設の地域交流の促進 ・ 高齢者や障害者をはじめとするスポーツ・運動教室等の推進

(2) さいたま市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(平成30年3月)

さいたま市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と、介護保険法に基づく介護保険事業計画として策定するもので、本市では、介護予防や健康維持の取組を計画的に推進するため、一体の計画として策定しています。第7期事業計画の計画期間は、平成30年度から32年度までの3年間です。

表 1-7 さいたま市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のうちの関連部分

	計画概要
基本方針	誰もが、自立と尊厳を保ちつつ、住み慣れた地域で、安心して長生きできる、支え合いとふれあい豊かな活力あるまちを目指して、地域包括ケアシステムを推進します。
基本分野	1 健康の維持と介護予防を進めます 2 高齢者が活躍できる場を確保します 4 地域で幅広く高齢者の生活を支援します
取組内容	基本分野1-(1)-⑫ 東楽園再整備事業 サーマルエネルギーセンターの余熱利用施設として、既存施設の機能を維持しつつ、介護予防機能や健康増進につながる機能等を導入し、既存施設とは別敷地に整備を進めていきます。

(3) さいたま市ヘルスプラン21 (平成25年3月)

さいたま市ヘルスプラン21は、国の「二十一世紀における国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」の地方計画として策定したもので、さいたま市保健福祉総合計画の部門別計画として、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画などの関連計画と整合を図りながら策定したものです。

東楽園再整備基本構想に関連が深い部分として、「健康寿命の延伸」を基本方針とし、健康を支え、守るための社会環境整備の視点が掲げられています。また、その要素として運動や食生活の重要性が言われています。

表 1-8 さいたま市ヘルスプラン21の概要

	計画概要
基本方針	健康寿命の延伸を目指して～地域と共に一人ひとりが健康づくり～
基本的視点(抜粋)	3 健康を支え、守るための社会環境の整備の推進
重点目標(抜粋)	II 地域の環境や社会資源を活用した健康づくり
分野	・栄養・食生活 ・身体活動・運動

1-4 市内関連施設の現状

(1) 市内老人福祉センターの配置状況

市内の老人福祉センターは、各区に1館配置されています。

各館の面積、種別等は以下のとおりです。

表 1-9 市内老人福祉センターの機能

施設名	立地区	延床面積(m ²)	種別	その他特徴的諸室
馬宮荘	西区	448	B型	コミュニティセンター、図書館、児童センターとの複合施設
しもか荘	北区	464	B型	茶室、石庭
あずま荘	大宮区	315	B型	
東楽園	見沼区	976	A型	
いこい荘	中央区	1,075	A型	図書館、屋内プール、体育館と隣接
寿楽荘	桜区	825	A型	軽食コーナー
仲本荘	浦和区	319	B型	児童センターとの複合施設
武蔵浦和荘	南区	412	B型	区役所、コミュニティセンター、図書館、児童センターとの複合施設
和楽荘	緑区	918	A型	軽食コーナー
槻寿荘	岩槻区	1,635	A型	老人デイサービスセンターと居宅介護支援事業所を併設、売店

(2) 市内高齢者関連施設の利用動向

老人福祉センターと老人憩いの家の平成 28 年度の利用者数状況等は以下のとおりです。

表 1-10 平成 28 年度高齢者関連施設の利用状況

類型	施設名	立地区	年間利用者数 (人)	開館日数 (日)	1 日平均利用者数 (人/日)
老人福祉センター	馬宮荘	西区	45,402	294	154.4
	しもか荘	北区	40,812	294	138.8
	あずま荘	大宮区	15,078	294	51.3
	東楽園	見沼区	43,266	288	150.2
	いこい荘	中央区	54,977	294	187.0
	寿楽荘	桜区	41,425	294	140.9
	仲本荘	浦和区	13,655	294	46.4
	武蔵浦和荘	南区	14,152	294	48.1
	和楽荘	緑区	53,638	294	182.4
	槻寿荘	岩槻区	70,702	294	240.7
老人憩いの家	植水老人憩いの家	西区	4,781	347	13.8
	宮原老人憩いの家	北区	5,022	347	14.5
	本郷老人憩いの家	北区	5,402	347	15.6
	三橋老人憩いの家	大宮区	11,272	347	32.5
	天沼老人憩いの家	大宮区	2,932	347	8.4
	片柳老人憩いの家	見沼区	7,711	346	22.3
	春野老人憩いの家	見沼区	3,529	347	10.2
	与野本町老人憩いの家	中央区	3,299	347	9.5
	老人憩いの家ふれあいプラザ	岩槻区	49,116	347	141.5
合計			486,171	-	1,608.5

※老人憩いの家ふれあいプラザは、中規模修繕実施中のため平成 27 年度実績を記載した。

(3) さいたま市内の余熱利用施設の状況

さいたま市内の廃棄物処理施設には、1施設ずつ余熱利用施設が設置されています。(図1-8参照)。

余熱利用施設4施設の機能の概要については以下のとおりであり、東楽園にはプールが無く、その他の機能も比較的小規模です。

表 1-11 市内余熱利用施設の主な機能

	東楽園	西楽園	桜環境センター 余熱体験施設	見沼 ヘルシーランド
開業年	昭和 59 年度	平成 8 年度	平成 27 年度	昭和 62 年度
環境 センター	東部環境センター	西部環境センター	桜環境センター	大崎環境センター
延床面積	975.5 m ²	4,094.68 m ²	約 4,000 m ²	3,600 m ²
利用者数	43,266 人 (H28)	216,779 人 (H28)	334,042 人 (H28)	81,718 人 (H27)
プール	—	25m×5レーン、 幼児用	15m×2レーン	20m×5レーン、 幼児用
温浴施設	大浴場、男女浴室	露天風呂、高温槽、 低温槽	露天風呂、サウナ、 内湯、岩盤浴等	大浴場、ジェット バス、サウナ、 ぬるま湯等
ジム・ スタジオ	機能回復訓練室	リフレッシュルーム	トレーニングルー ム、スタジオ	アスレチックジム
大広間	大広間 (和室)	大広間 (和室)	大広間 (和室)	大広間 (和室)
会議室、 教養娯楽 室等	教養娯楽室	会議室 2 室、 和室 2 室、 教養娯楽室 2 室	娯楽室 8 室 (和室、 会議室、カラオケ 室)	—
飲食・物 販機能	売店	売店	レストラン、売店	レストラン
その他			マッサージ、 レストコーナー	マッサージルー ム、レストルーム

(4) 公営・民間プールの利用状況

東楽園の再整備に当たっては、プール機能を導入する方向とされていますが、公営プールの利用者数は表 1-12 のとおりです。また、公営・民間を合わせた市内のプールの配置状況は図 1-8 のとおりです。

見沼区には公営プールやプールのある余熱利用施設がありません。また、民間プールについても、現在の東楽園周辺にはないことから、東楽園の再整備に当たってプールを導入しても、他の施設への影響は小さい見込みです。

表 1-12 公営プールの利用者数推移 (人)

施設名	屋内外	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駒場運動公園原山プール	屋外	30,714	32,842	33,187
沼影市民プール	屋外	90,964	92,494	90,095
沼影市民プール	屋内	100,849	60,670	101,494
大和田公園プール	屋外	66,772	66,557	63,281
岩槻温水プール	屋内	92,985	95,981	94,574
下落合プール	屋内	14,890	26,569	37,936
下落合プール	屋外	27,523	15,137	26,293
三橋総合公園プール	屋内	63,549	64,368	61,427
三橋総合公園プール	屋外	15,965	16,381	14,722
合計		504,211	470,999	523,009

※屋外プールは夏期のみ開業

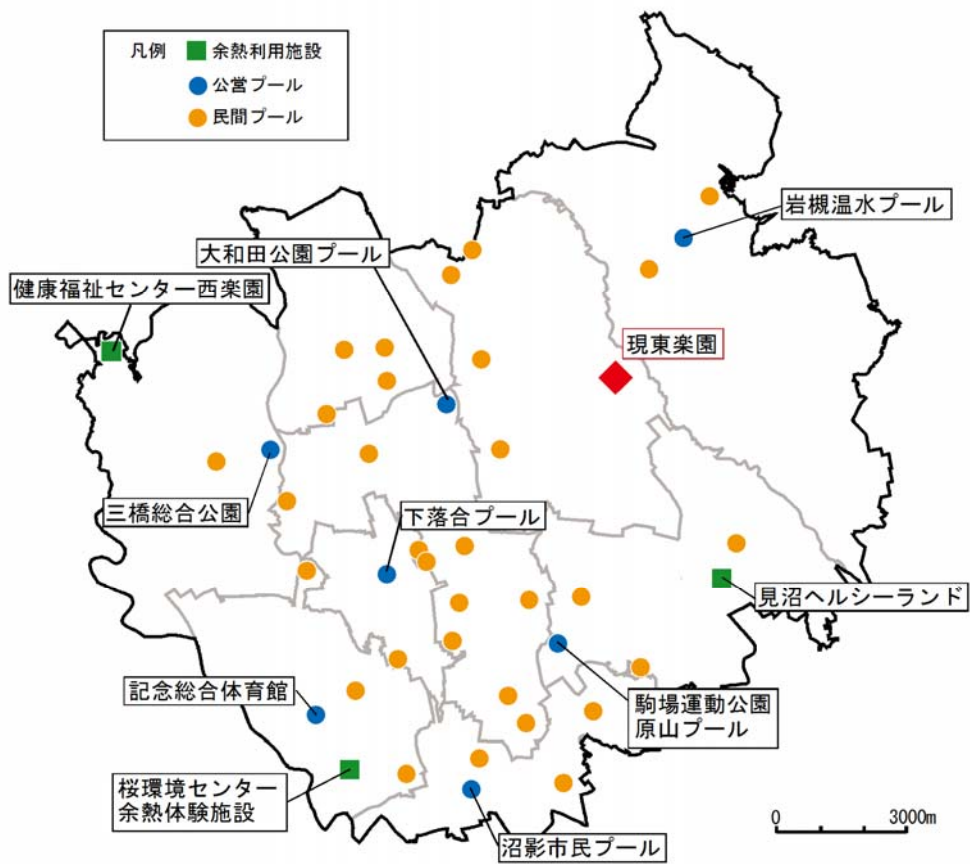


図 1-8 公営・民間プール位置図

(民間プールは平成 29 年度ホームページによる調査)

第2章 整備予定地周辺の条件整理

2-1 周辺地域の法的状況

東楽園周辺は市街化調整区域であり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域に設定されています。

東部環境センター周辺に建設する場合、対象敷地が農用地区域内農地の場合は、農用地区域からの除外、農地転用手続き、及び開発許可・建築許可が必要となります。

建設する場合にも、建ぺい率・容積率、道路斜線・隣地斜線制限の範囲内で検討する必要があります。

表 2-1 東楽園周辺の法規制

法律	法的規制
都市計画法及び建築基準法	さいたま都市計画区域内・市街化調整区域内 白地地域建築形態規制 (建ぺい/容積率=60/200%、算定係数 0.4、 道路斜線 1.5、隣地斜線 1.25)
景観法	景観保全区域
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域

(1) 農用地区域からの除外について

農用地区域とは、農業振興地域内における生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として、市が定めた区域です。農用地区域に設定した土地は、原則として農地転用が禁止されています。

東楽園周辺の農地も農用地区域として設定されているため、東楽園を農用地区域内に再整備する場合には、対象敷地を農用地区域から除外する必要があります。

2-2 開発に際して配慮すべき基準等

(1) 緑化面積

建設予定地に関する緑化面積の割合は「さいたま市公共施設緑化マニュアル」に基づき、市街化調整区域で3,000㎡以上の開発では敷地面積に対して100分の25となっています。

また、量的基準とは別に、緑化の質的な向上を目指すために講じるべき緑化の植栽方法や、環境に配慮した緑地と一体の施設整備のあり方など、緑化の質的基準も定められています。

表 2-2 緑化の量的基準

対象	緑化の量的基準
福祉施設	敷地面積 3000㎡以上 100分の25

(2) 雨水排水流出抑制施設

排水基準については、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき、1ha以上の場合は950㎡/haとなり、これに応じた流出抑制施設の設置が必要となります。

表 2-3 排水基準

地域	排水基準
県指導主体の地域	総合治水対策特定河川流域（綾瀬川） 流域整備計画に基づく対策量 1ha以上 950㎡/ha

(3) プール水の排水

プールについては、清掃、点検等のため定期的にプール水の全換作業を行いますが、さいたま市では、プール排水は下水道への接続義務を免除されているため、公共用水域へ直接排水することとします。ただし、清掃排水等は施設に設置される浄化槽で処理する必要があります。

2-3 その他調整事項

敷地内に農業用水路及び道路がある場合、付け替え・廃止等が必要となります。付け替え・廃止に当たっては、関係部署（市農業環境整備課及び土木管理課）との調整が必要です。

2-4 公共交通の状況

東楽園周辺を発着する公共交通は、東部リサイクルセンターバス停から大宮駅東口行き
の国際興業バス路線バスが1系統のみであり、便数は、平日1日6本です。また、最も近
い鉄道駅の東武野田線七里駅までは3km程度あり、鉄道だけを利用しての施設へのアクセ
スは難しい状況です。

このため東楽園では、施設へのアクセスのために送迎バスを運行していますが、送迎バ
スは朝夕の迎え便・送り便のみであるため、自家用車での利用が多く、アクセス性の向上
が課題です。

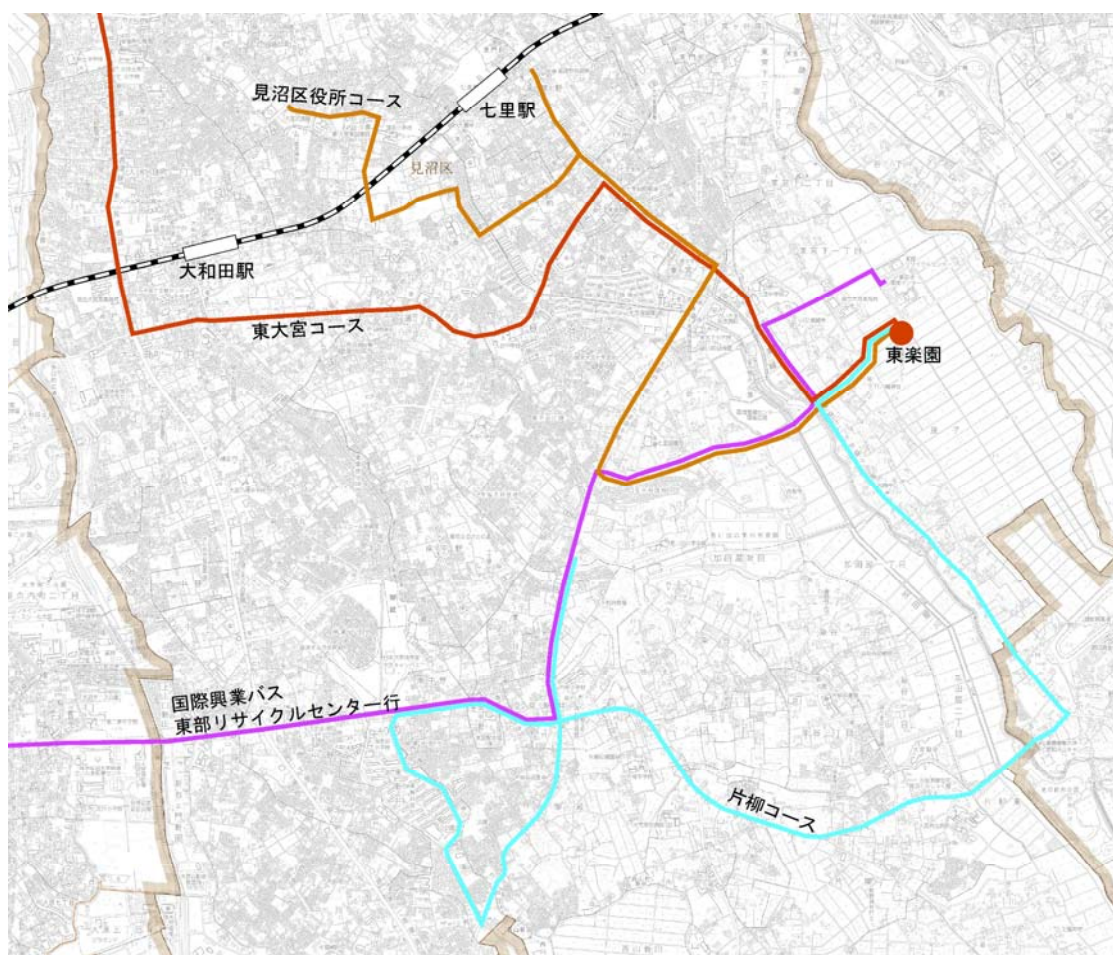


図 2-1 公共交通等の状況

第3章 ニーズ調査

3-1 アンケート実施目的

東楽園再整備基本構想の策定に当たり、施設の導入機能について、膝子地区を中心とした見沼区民の意見を聴取するとともに、東楽園の利用状況や改善点を利用者から聴取するため、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査については、新たに整備する施設を広く市民の意見を踏まえた施設とするため、対象を高齢者に限定することなく実施しました。

また、アンケートの内容について、地元の皆様からの要望を踏まえて検討しました。

3-2 実施概要

(1) 実施内容

アンケート調査として、東楽園の利用者対象と見沼区民対象の2種類のアンケート調査を実施しました。

表 3-1 アンケート票の設問概要

アンケート	設問概要
東楽園利用者	【属性】年齢、性別、住所（区・町丁名） 【機能別利用頻度・改善点】利用頻度（選択肢）、改善点（自由記載） 【あれば良いと思う機能】自由記載
見沼区民	【属性】年齢、性別 【新機能の必要性】利用希望（選択肢） 【あれば良いと思う機能】自由記載

(2) 回収結果

東楽園利用者対象アンケートは130件、見沼区民対象アンケートは583件、総数で713件の回答がありました。

3-3 集計結果

(1) 東楽園利用者集計結果

① 諸室別利用頻度

合計欄を見ると、おおむね5割程度が未記入であり、利用者の半分は不定期利用と思われます。次いで、「週1、2回」「ほぼ毎日」をあわせると36.3%と、定期的な利用者は高い頻度で利用していることがわかります。

その中でも、大広間の利用頻度は高く、「ほぼ毎日」と「週1、2回」の回答の合計で約8割となっています。機能回復訓練室については未記入の割合が高く、不定期利用が多いものと思われます。浴場は比較的「ほぼ毎日」の割合が高く、教養娯楽室はサークル利用などにより「週1、2回」の定期的利用が多い状況です。

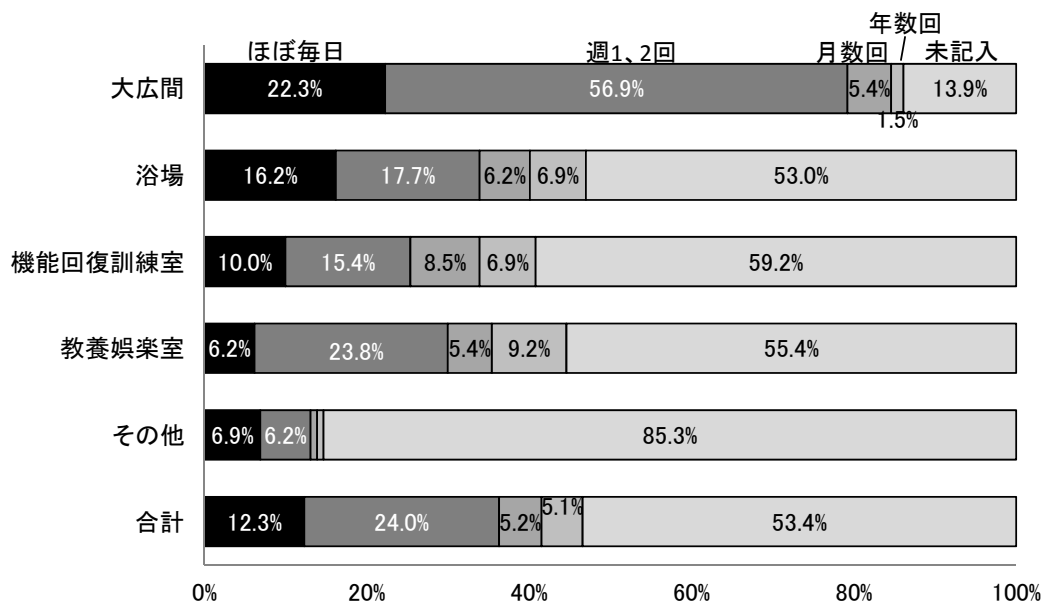


図 3-1 諸室別利用頻度割合

② 改善点 (自由記載)

改善点については、71件の回答がありました。概要は表3-2のとおりで、主な意見として、大広間では「椅子席がほしい」、「囲碁とカラオケを分けてほしい」、浴場では「狭い」「混雑している」「シャワーが少ない、壊れている」、機能回復訓練室では「狭く混雑している」「器具の種類を増やしてほしい」、図書室では「図書部分を広くしてほしい」といった意見がありました。

表 3-2 諸室別改善点

諸室	改善点
大広間	椅子席がほしい、カラオケを分離してほしい
浴場	狭い・混雑している、 シャワー（温度調節・水圧改善、数が少ない）
機能回復訓練室	狭い・混雑している、種類を多く
図書室	図書部分を広く
その他	駐車場台数の増加

③ あれば良いと思う機能（自由記載）

「駐車場が不足している」が13件と最も多い意見となりました。

(2) 見沼区民対象アンケート調査集計結果

① 導入機能の希望について

温浴施設、トレーニングルーム、飲食コーナーは「使用する」との回答が7割を超え、温水プール、多目的室は「使用する」との回答が約6割という結果となりました。

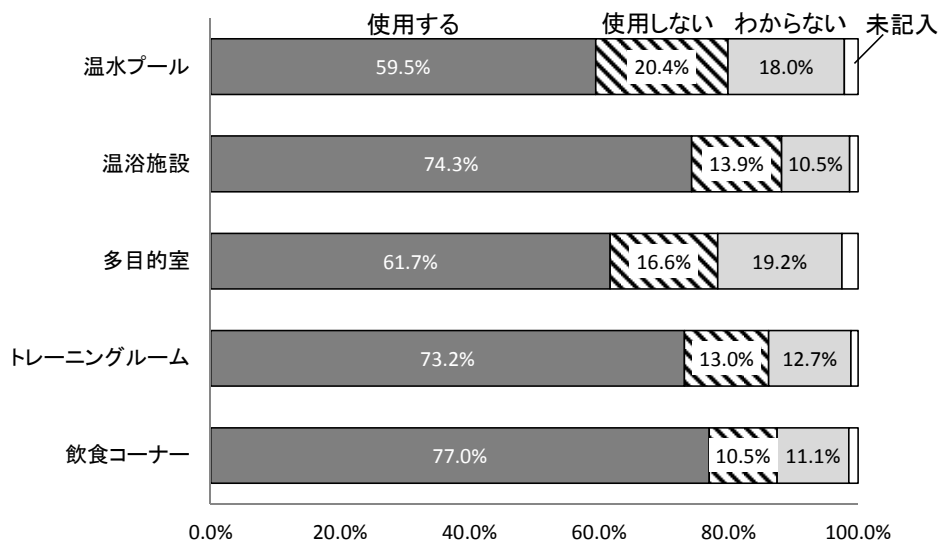


図 3-2 諸室別「使用する・しない」割合

ア クロス集計

【年齢層×温水プールを使用する・しない】

温水プールについては、老人福祉センター本来の利用者である60歳以上の方よりも、現役世代の利用意向が高い傾向でした。

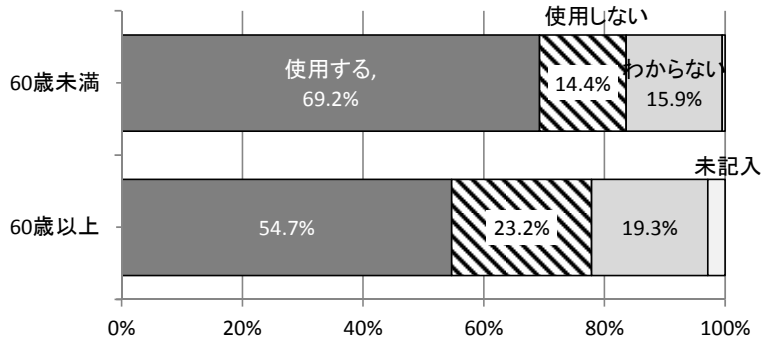


図 3-3 年齢別温水プール使用希望割合

【年齢層×温浴施設を使用する・しない】

温浴施設については、プールよりも高い利用意向があります。また、プール同様に60歳以上の方よりも、現役世代の利用意向が高い傾向でした。

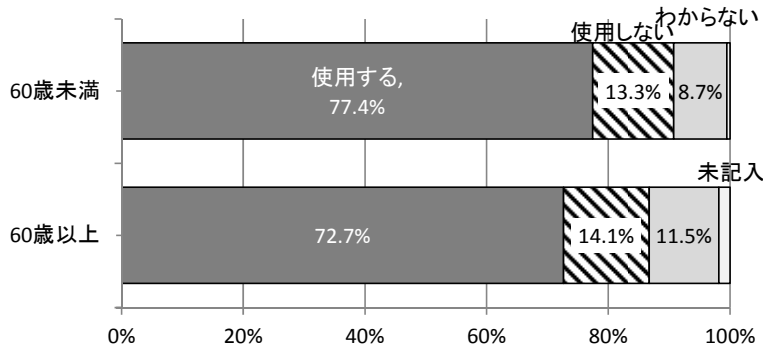


図 3-4 年齢別温浴施設使用希望割合

【年齢層×多目的室を使用する・しない】

多目的室については、既存施設の大広間に近い機能を想定してアンケートを行ったことから、60歳以上の方からは高い利用意向となりました。

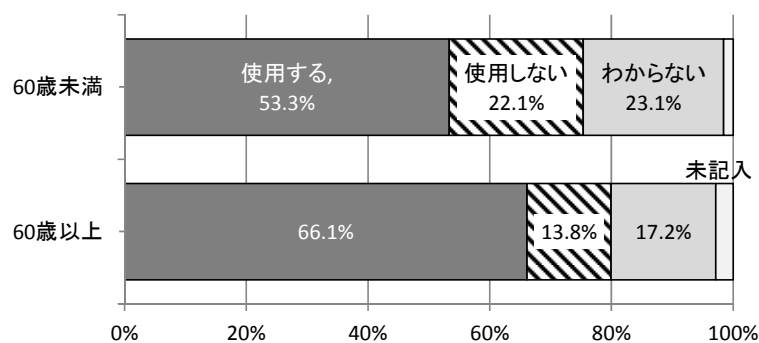


図 3-5 年齢別多目的室使用希望割合

② あれば良いと思う機能

最も多い意見が「建物内に整備する機能」であり、中でも「屋内スポーツ（体育館、プールなど）」が最も多く、次いで「文化（音楽室、図書館など）」となりました。

表 3-3 あれば良いと思う機能

項目	回答数	主な意見
従来の老人福祉センターにある機能	19	カラオケ室、囲碁・将棋など
建物内に整備する機能	79	
屋内スポーツ	38	卓球、体育館、プール、スタジオ、武道場など
文化	26	音楽室、カルチャーセンターなど
飲食・物販	11	レストラン、売店、軽食コーナーなど
温浴機能	4	岩盤浴、ミストサウナ、露天風呂など
建物外に整備する機能	34	
農業	14	農産物直売所、植物園、観光農園
屋外スポーツ	12	グラウンド・ゴルフ場、ウォーキングコースなど
広場	8	公園・多目的広場、バーベキュー場
その他	8	子供の遊び場、レジャープール等
交通	14	送迎バス、駐車・駐輪場
合計	154	

(3) 諸室別集計結果の整理

① 東楽園利用者向けアンケートによる現施設の状況

	意見
大広間	大広間は、東楽園の中で最も利用頻度が高く、約8割の利用者が「ほぼ毎日」、もしくは「週1、2回」となっています。畳の広間であるため、高齢者にとっては椅子席がほしいとの要望や、囲碁将棋を行う同じ部屋でカラオケを行っていることから、カラオケを分けてほしいという意見がありました。
浴室	現状の浴場は面積が狭く、シャワー数が少ない、風呂数を増やしてほしいなどの規模的不足が主に挙げられています。
機能回復訓練室	改善点として、狭い、混雑している、器具の種類を増やしてほしい、といった意見がありました。
教養娯楽室	「週1、2回」利用する人の割合は比較的高く、サークル利用などで定期的な集まりで利用するものと思われます。

② 見沼区民アンケートから見た新しい機能

	意見
温水プール	導入希望割合は約60%となっており、多くの市民の利用が見込めます。
温浴施設	導入希望の割合は約70%以上あり、多くの市民の利用が見込めます。
多目的室	高齢者層の導入希望割合は約70%あり、多くの市民の利用が見込めます。
トレーニングルーム	導入希望の割合は約70%以上あり、多くの市民の利用が見込めます。
飲食コーナー	導入機能として最も求められており、「使用する」割合が高くなっています。また、物販機能の導入を求める意見もありました。

③ その他の導入希望機能

回答数の多い機能として、体育館やプールやトレーニングルーム等の「屋内スポーツ」に関する導入希望が最も多く、次に音楽室や図書館等の「文化」機能、また、カラオケ施設や囲碁将棋といった、従来の老人福祉センターにある機能などもありました。

また、送迎バスの整備等の交通に関する意見もあり、施設へのアクセスの向上が望まれています。

第4章 施設の基本的な考え方の検討

4-1 新東楽園再整備の目的

サーマルエネルギーセンターの余熱の有効利用を図り、本市が直面する超高齢社会の中で、老人福祉センターの機能を維持し、市民の健康寿命の延伸、生きがづくりや教養、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とします。

4-2 新東楽園整備上の課題

(1) 老人福祉センターの規模・機能拡充

高齢化が急速に進展する中で、利用対象者である高齢者はますます増加しています。

また、現在の東楽園ができた昭和59年頃の平均寿命は、男性75歳、女性80歳（厚生労働省第16回生命表（昭和60年値））でしたが、平成27年現在では男性81歳、女性87歳（厚生労働省第22回生命表（平成27年値））と、この間に男性で6年、女性で7年長寿化しており、単に平均寿命を延ばすのではなく、健康で生活できる期間をどのように延ばしていくかを考えていく必要があります。

さらに国では、社会保障改革の基本コンセプトとして「地域共生社会」の実現を目指しており、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すこととしています。本市においても、地域社会での助け合いや支え合いに基づく地域共生社会の構築を進めていく必要があります。

このため、新たな老人福祉センター東楽園の整備に当たっては、介護が必要となる前から健康増進、介護予防に取り組み、退職後の第二の人生を充実させていくこと等のために機能の拡充を図る必要があります。

(2) 対象地の法規制への対応

施設再整備に当たり、東楽園周辺の敷地は農用地区域として設定されているため、農用地区域除外の手続きが必要です。

また、「さいたま市公共施設緑化マニュアル」により100分の25以上の緑化、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」により一定の流出抑制施設の設置が求められます。その他、敷地内の農業用水路及び道路の付け替えや景観法への対応など、関係機関との調整や基準等への対応が必要となります。

4-3 ニーズ調査から見た諸室別の課題

ニーズ調査から挙げられた諸室別の課題は以下のとおりです。

表 4-1 ニーズ調査から見た諸室別の課題

	各諸室の課題
温水プール	<ul style="list-style-type: none"> ● 導入希望割合としては約 60%となっています。年齢別クロス集計からは、若い層ほど「使用する」割合が高くなっています。また、子供用プールの設置についての意見もありました。 ● より多くの人に活用してもらうためには、手すりやスロープの設置等、利用者が使いやすい施設としていく必要があります。
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ● 導入希望割合がおおむね全年代で高い機能です。 ● 現状の浴場は面積が狭く、シャワー数が少ない、風呂数を増やしてほしいなどの意見があり、規模拡大が求められています。
機能回復訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ● 狭い、混雑している、器具の種類を増やしてほしい、といった意見があったことから、十分な広さと器具を備えた施設とすることが求められています。 ● 機能回復訓練室とトレーニングルームを兼用とすることが考えられます。
大広間	<ul style="list-style-type: none"> ● 現施設の大広間は、囲碁やカラオケなど複数の用途で使われることが多く、大広間を一体として利用する頻度は少ない状況です。そのため、これまでのような大広間という形ではなく、様々な用途で使う利用者にとって使い勝手が向上するような空間形成の方法を検討する必要があります。 ● また、温浴施設では畳敷き大広間が一般的ですが、ニーズ調査からも椅子席の設置を求められており、従来、温浴施設などにあった畳敷き大広間ではない形が求められています。
教養娯楽室	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、集会室（大広間）で行われている囲碁・将棋とカラオケを別の部屋で行いたいとの要望が多いことから、囲碁・将棋専用室、カラオケ室の設置を検討する必要があります。 ● カラオケ室については、大人数でのカラオケ実施にも対応できる規模の部屋も求められています。
飲食コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ● ニーズ調査からは最も需要が高い機能です。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 送迎バスや駐車場の整備といった「交通」に関する意見も挙げられており、施設へのアクセスの向上が課題と言えます。

4-4 施設のコンセプト・実施する事業

(1) 施設コンセプト

施設のコンセプトは、老人福祉センター（A型）を基本としつつ、「健康寿命の延伸」「生きがい・教養」「地域コミュニティの活性化」を柱とした「元気なシニアライフのための健康増進・交流施設」を目指します。

このコンセプトから具体的な事業展開の例や導入機能については次のとおりです。

施設のコンセプト	<p>『元気なシニアライフのための健康増進・交流施設』</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 健康寿命の延伸（介護予防、健康増進機能の強化） ➤ 生きがい・教養（生きがいづくり・学習等の支援） ➤ 地域コミュニティの活性化（地域・世代間の交流）
----------	---

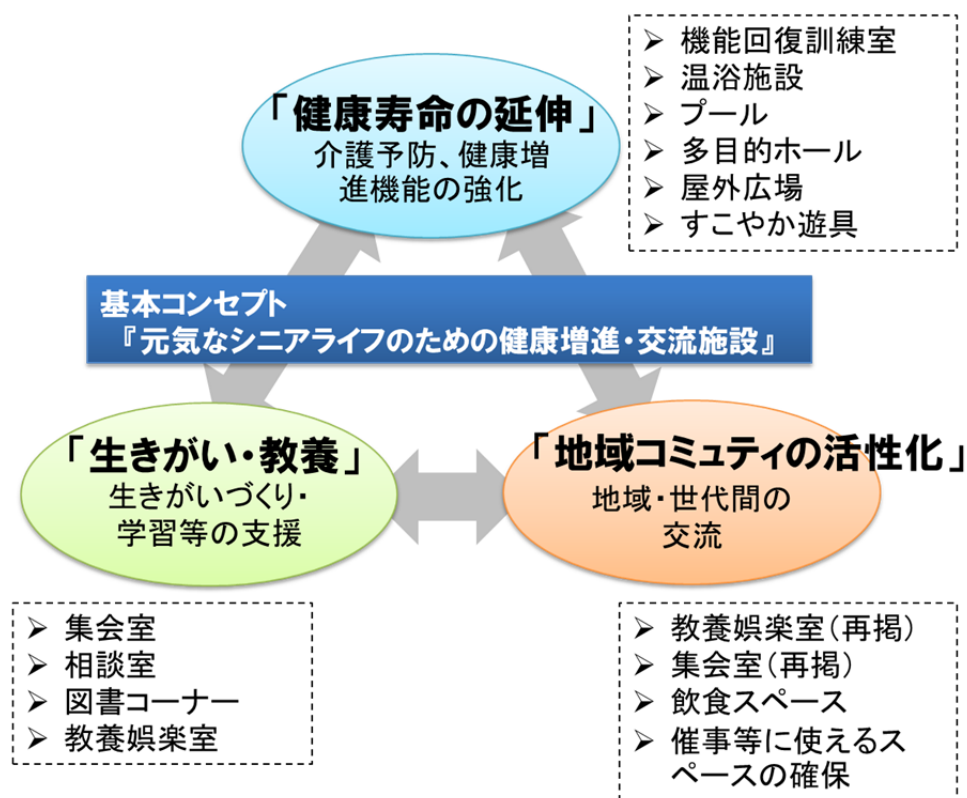


図 4-1 コンセプトと機能の対応

(2) 実施する事業

① 介護予防、健康増進機能の強化

ア 機能回復訓練事業

【フレイル^{※1}予防やロコモティブシンドローム^{※2}予防等の介護予防教室】

フレイルやロコモティブシンドロームを予防し、生活の質を落とさずに健康で長生きするため、健口教室やすこやか運動教室、介護予防水中運動教室事業などを展開します。

※1：フレイル（虚弱）とは、体重減少や筋力低下、気力の低下といった、体がストレスに弱くなっている状態のことを指します。高齢者のフレイルは、生活の質を落とすだけでなく、様々な合併症も引き起こす危険がありますが、適切に予防すれば要介護状態に進まずに済む可能性があります。

※2：ロコモティブシンドロームとは筋肉、骨、関節などの運動器の機能が弱まって、日常生活で立ったり歩いたりすることが難しくなる状態をいいます。進行すると転倒や骨折を起こしやすくなります。

【機能回復訓練の実施】

日常生活を営むために必要な機能の減退防止や、高齢期に衰えやすい筋肉の維持向上のため、運動療法機器やトレーニング機器を用いた、機能回復訓練支援を行います。

イ 高齢者スポーツ振興事業

高齢者が健康でいきいきと暮らせるように、運動やスポーツをしたことのない人にも、気軽にできる高齢者スポーツや健康維持に効果のある運動プログラムを紹介し、興味や関心をもってもらうきっかけづくりをするとともに、関係団体と協力して、グラウンド・ゴルフなど高齢者のニーズに合ったスポーツ教室やスポーツイベントを開催します。

② 生きがいづくり・学習等の支援

ア 教養学習事業

高齢者の生きがい、生涯学習の一環として生きがい健康づくり教室、ボランティア養成研修、交通安全教室、陶芸、園芸などの教養、趣味や軽運動等の各種講座を実施します。

また、いつでもどこでも学習が出来るツールとして、インターネットを通じた学習機会の提供を行います。

イ 各種相談事業

日常生活や福祉サービスの利用等に関する相談と助言、指導を行います。

また、高齢者を就労へつなげるための研修、講座を実施します。

③ 地域・世代間の交流

老後の生活を健全で豊かなものとするため、健康の増進と教養の向上を目指すとともに、レクリエーション等を通じ地域社会との交流を深めて高齢者の福祉増進を図ります。そのため、老人クラブや高齢者サロン、サークルなどの活動場所の提供や、共催事業の開催などを実施します。

また、70歳以上のひとり暮らしの方の孤独感を解消するとともに、閉じこもりの防止を図るため、ボランティアなどの協力を得てふれあい会食を実施し、地域住民との交流を深めます。

表 4-2 事業展開と導入機能

コンセプト	具体的な事業展開の例	導入機能
健康寿命の延伸	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談 ・フレイル予防やロコモティブシンドローム予防等の介護予防教室 →健口教室 →すこやか運動教室 →介護予防水中運動教室事業 ・機能回復訓練の実施 ・高齢者スポーツの振興 →グラウンド・ゴルフ場 	<ul style="list-style-type: none"> 機能回復訓練室 温浴施設 プール 多目的ホール 屋外広場 すこやか遊具 多目的グラウンド
生きがい・教養	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがい健康づくり教室 ・ボランティア養成研修 ・インターネットを通じた学習機会の提供 ・交通安全教室 ・各種相談、生業及び就労の指導 ・高齢者スポーツの振興（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> 集会室 相談室 図書コーナー 教養娯楽室 多目的グラウンド（再掲）
地域コミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者サロン ・ふれあい会食サービス事業 ・老人クラブ活動 ・地域ケア会議 	<ul style="list-style-type: none"> 集会室（再掲） 屋外広場（再掲） 飲食スペース 催事等に使えるスペース

第5章 施設機能の検討

5-1 導入機能案について

新東楽園は老人福祉センター（A型）の整備を基本とします。

施設コンセプトに基づき、導入する機能を以下のとおり想定し、今後策定する基本計画において、規模や配置、使い方等を具体的に検討していきます。

（1）健康寿命の延伸

① 機能回復訓練室

- 健康の維持や機能回復目的などのため、トレーニングやストレッチ等を行える機能回復訓練室を設置します。
- バランス良く機能回復訓練を実施するため、複数の機種を設置します。

② 温浴施設

- 利用者によって適温の個人差もあることから、ニーズ調査を踏まえ、男女それぞれに温度の異なる複数の浴槽の設置を検討します。
- 入浴後の休憩場所として、畳敷きのスペースの確保を検討します。

③ 温水プール

- 健康の増進のため、水中歩行や水泳練習等を行うための25m温水プールを設置します。
- スロープ・手すりの設置や利用目的によってコースを分けるなど、様々な形態での利用が可能となるよう配慮します。

④ 多目的ホール

- ダンス、運動教室、卓球等、屋内スポーツを行うための多目的ホールを設置します。

⑤ 屋外広場

- グラウンド・ゴルフ等のスポーツを行うことができるよう、グラウンドを設置します。
- 屋外で散歩や休憩ができるよう広場を設置し、高齢者が気軽に利用でき、また、すこやか運動教室等が開催できるよう、すこやか遊具の設置を検討します。

(2) 生きがい・教養

① 集会室

- 高齢者の趣味、関心事に関することや、就労につながるような講習、講座を実施するため、また、クラブ活動やサークル活動でも利用できるよう、集会室を設置します。
- 複数の講座やサークル活動が別々に利用でき、また、大人数が集まる催事でも利用できるよう、パーティションで分割可能とし、使い勝手の向上を図ります。

② 相談室

- 生活相談、就労相談や健康相談を行うために、相談室を設置します。

③ 図書コーナー

- 東楽園西側 600m程度の場所に、同機能である市立七里図書館が立地していることから、最小限の規模の図書コーナーの設置を検討します。

④ 教養娯楽室

- 囲碁や将棋、麻雀、カラオケ等について、利用者が快適な活動ができるよう、それぞれ個別の部屋として設置します。

(3) 地域コミュニティの活性化

① 教養娯楽室（再掲）

② 集会室（再掲）

③ 飲食コーナー

- 周辺に飲食店が存在せず、利用者にとって不便であること、また、ニーズ調査を踏まえて、食事ができる場所を設置します。

④ 催事等が可能な空間

- ロビー内や建物に隣接する屋外などで、催事等を行う際に売店出店や農産物直売コーナーの設置が可能な空間を確保します。

(4) アクセシビリティ向上や補助的機能

① 駐車場・駐輪場の確保

- 鉄道駅から遠いという立地上、多くの人が自家用車や自転車で来館することが考えられます。そのため、自動車・自転車での利用者の利便確保について検討します。

② 公共交通の利便性向上

- 公共交通で施設に来館しやすいよう、既存バスルートの延伸や施設内でのバスの待機場所の確保、無料送迎バスの増便について検討します。

③ 公衆無線 LAN 設備

- 施設内に公衆無線 LAN 等のインターネット利用環境の整備を検討します。

5-2 老人福祉センターに必要な機能との比較

新東楽園は、「老人福祉センター設置運営要綱（老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について）」上の「老人福祉センターA型」としますが、老人福祉センターA型に必要な諸室・施設規模と、新東楽園における導入機能・施設規模を以下のとおり比較します。

新東楽園において想定した施設規模、導入機能ともに、老人福祉センターA型としての要件を備えています。

表 5-1 老人福祉センターに必要な機能との比較

	新東楽園	老人福祉センターA型に必要な諸室・規模※
健康寿命の延伸	機能回復訓練室	機能回復訓練室
	温浴施設	浴場
	温水プール	—
	多目的ホール	—
	屋外広場	—
生きがい・教養	相談室	生活相談室・健康相談室
	図書コーナー	図書室
	教養娯楽室	教養娯楽室
	集会室	集会室
地域コミュニティの活性化	飲食コーナー	—
	催事等が可能な空間	—
その他共用部等	所長室	所長室
	事務室	事務室
	便所	便所

※老人福祉センター設置運営要綱（老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について）より

第6章 対象敷地の位置と規模

6-1 敷地面積

敷地の要素として、建物敷地、駐車場（利用者用、従業員用）、屋外広場（雨水排水流出抑制施設）、緑化部分になります。これらの要素について面積を想定すると以下のとおりとなり、その合計は約2.9ha程度となります。

表 6-1 敷地面積

	面積	理由
建物敷地	7,000 m ²	建物延床面積 4,000 m ² ～5,000 m ² 、建物周囲の余裕分を 30%と考えると約 7,000 m ²
利用者用駐車場	10,500 m ²	西楽園（180 台）を参考に、年間利用者数換算で 300 台、1 台当たり面積は高齢者が安全に止められる面積として 35 m ² と想定
従業員用駐車場	600 m ²	20 台分、1 台当たり 30 m ² と想定 搬入車両用待機スペース込み
屋外広場 （雨水排水流出抑制施設）	3,500 m ²	屋外で運動可能な面積として想定 敷地面積全体に対して雨水排水流出抑制施設としての必要面積を満たしている。
緑化部分	7,230 m ²	合計面積の 100 分の 25 一部にすこやか遊具設置場所を確保
合計	約 2.9ha	

6-2 整備予定地の検討

新東楽園の整備予定地の決定に当たっては、以下の2つの条件を満たす必要があります。

① 余熱を効率的に得ることができるよう高効率ごみ発電施設に近接している

サーマルエネルギーセンターの計画図より、高効率ごみ発電施設は、サーマルエネルギーセンター敷地南側に位置することとなっています。

利用する余熱は、高効率ごみ発電施設よりできるだけ短い距離で供給することが効率的です。

② 現東楽園跡地利用との連携を考慮し、新たに取得する敷地が現東楽園に近接している

現東楽園敷地と一体で整備することが利用者の利便性向上につながるため、現敷地と新たに取得する敷地は近接していることが望ましいこととなります。

また、地区周辺ではさいたま中央地区基盤整備事業が計画されており、その区域はサーマルエネルギーセンター南側、東側農地を含んでいます。同計画区域内においては、事業の工事が完了した翌年度から起算して8年を経過するまでは農用地区域から除外できません。そのため、同計画との関連性、整合性を考慮する必要があります。

以上のことから、サーマルエネルギーセンター敷地西側農地を新たに取得し、現東楽園敷地と合わせた一体の敷地が、東楽園再整備予定地として適しています。

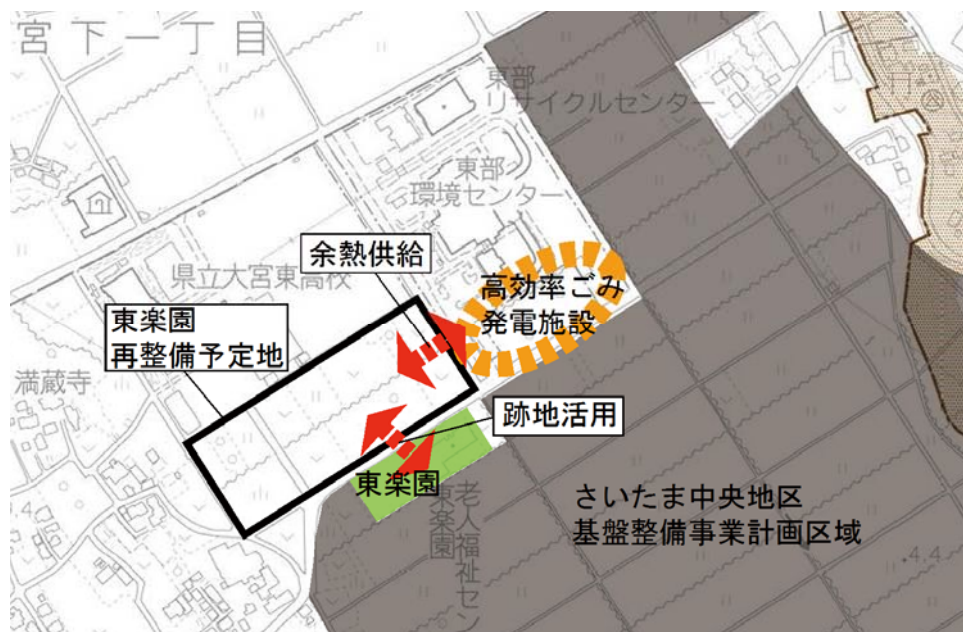


図 6-1 東楽園再整備予定地

6-3 現施設の利活用方策

現東楽園建物は、築33年が経過しているとともに、土地利用規制上から、他用途への転用は難しい状況です。

また、新東楽園の一部として活用することを考えた場合、施設が分割されるため、施設利用者の利便性は低下します。

そのため、現施設は建物除却を優先的に検討します。

第7章 整備手法とスケジュールの検討

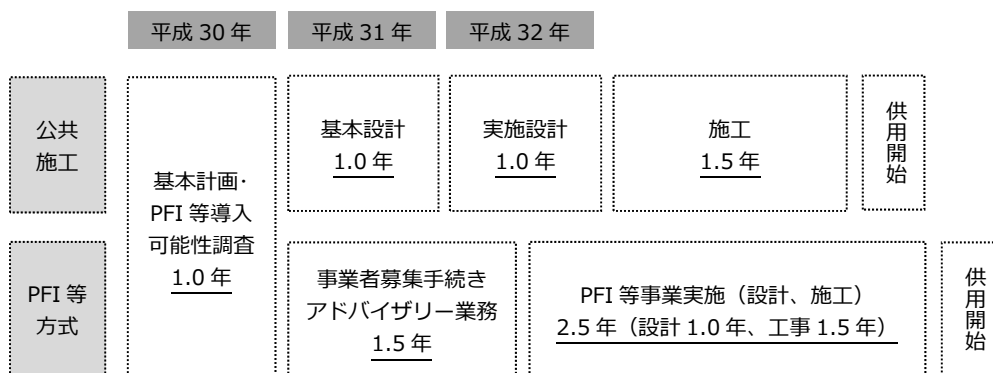
(1) 整備運営手法

さいたま市PFI等活用指針では、本事業はPFI等検討対象事業となるため、PFI等導入可能性調査を実施することとされています。その検討に当たっては、イニシャルコスト、ランニングコストのシミュレーションが必要となりますが、概算コストは、基本計画の中で、施設規模や機能配置の検討を進めていく中で算出されます。そのため、基本計画の中で概算コストを算定した上でVFMを試算し、従来手法や民間活力活用手法といった整備運営手法について検討します。

(2) 整備スケジュール

来年度の予定としては、施設基本計画により施設の概要を明確にするとともに、PFI等導入可能性調査を実施し、PFI等による整備・運営の可能性を確認します。

PFI等が可能である場合は、その後、事業者募集手続きに入ることになります。また、PFI等が不可能である場合は、公共施工とし、次年度以降は基本設計、実施設計、施工を順次行って行くこととなります。



※余熱の供給元であるサマルエネルギーセンターは、平成36年度の稼働予定

図7-1 想定される整備スケジュール

第8章 運営

(1) 開館日

温浴施設や温水プールは焼却炉の余熱を活用したのですが、焼却炉は定期点検や補修などにより休炉することがあります。

他事例によれば、焼却炉が休炉した場合、余熱利用施設も休館日となる場合と、予備熱源により休炉中も開館している場合があります。利用者への利便性の向上の視点から、休炉中にも施設運営を行うことを想定し、予備熱源の設置の検討を行います。

(2) 営業時間・利用料金について

老人福祉センターは、老人福祉法により、高齢者が無料または低額で使用できることとされています。

温水プール等、現在の東楽園にはない機能を導入していくことから、営業時間や利用料金については、本市の類似施設の状況も参考にしつつ、適切な設定を検討します。

さいたま市東楽園再整備基本構想

平成30年3月

委託者：さいたま市 保健福祉局 長寿応援部 高齢福祉課

〒338-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL：048-829-1259

FAX：048-829-1981

E-mail：korei-fukushi@city.saitama.lg.jp

**編集：株式会社エイト日本技術開発 東京支社
マネジメントグループ**

〒164-8601 東京都中野区本町5-33-11

TEL：03-5341-5130

FAX：03-5385-8535

※この冊子は20部作成し、1部当たりの印刷経費は1,944円です。
(さいたま市東楽園再整備基本構想策定業務のうち、印刷に要した費用です。)